平成２９年（フ）第２２号
北海道旭川市東４条５丁目２番３号
債務者　酒井善四郎
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１号
北海道檜山郡上ノ国町字小安在18番地
債務者　金谷　優太（旧姓尾方）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２９年（フ）第３５号
仙台市宮城野区福室５丁目７番８号　アリス高砂第一Ｂ106、住民票上の住所福島県郡山市菜根４丁目23番４号
債務者　水野　　勇
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
福島県石川郡玉川村大字南須釜字堂ノ内97番地
債務者　榊枝　舞子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
茨城県高萩市大字下手綱1055番地の１　日花里ハイツⅠ
債務者　田中　敏子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１６号
茨城県日立市南高野町２丁目19番６号
債務者　須能まゆみ
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２０号
茨城県日立市小木津町４丁目３番34号
債務者　直井　雅道
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２１号
茨城県日立市東多賀町５丁目14番21―204号
債務者　照山　俊二
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２１号
岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町２丁目８番地
（三恵レジデンス207号）
債務者　棚橋　祐次
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３８号
神戸市須磨区大田町４丁目３番10号　インプルーヴ板宿301、従前の住所神戸市須磨区大池町５丁目14番７―206号
債務者　片岡宗一郎
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４３号
兵庫県三田市西山１丁目10番１―410号
債務者　松場　辰夫
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４４号
兵庫県三田市西山１丁目10番１―410号
債務者　松場　玲子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８０号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド住宅45号棟801号室
債務者　北　　篤史
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８２号
神戸市北区八多町中958番地
債務者　石井　純平
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９２号
神戸市北区有野台２丁目９番地５―205号、従前の住所神戸市北区藤原台中町２丁目14番９―103号
債務者　岡田　知美
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１号
兵庫県西宮市山口町上山口１丁目１番22号
債務者　浜田こと　濵田　弥生
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６９号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目50番地の３　クレメント園田303、前住所兵庫県尼崎市東園田町５丁目140番地の１　サン・フォレ・ソノダ　801
債務者　山下枝里子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係